

2月24日の「いきいき活動」おしゃべりカフェでは
出前講座として、消費生活相談員の高坂様を迎え、「悪質商法のこんな手口」について
お話をいただきました。



まず、DVDを視聴しなぜ騙されるのか？
巧みな話術により、そうかもしれない。。。
出来るかもしれない。。。と次第にコントロールされて
しまいます。

私は大丈夫！！

と知っているあなた・・・が一番あぶない。

《熱心にDVDを視聴する参加者の方々です》

当団地でも先日「インターネットの光回線について乗り換えませんか」と言って各家を回っていました。
実は、家の状況を確認していたのかもしれませんが。この様な時、決して家の中へ入れてはいけません。
キッパリと『必要ありません』と断る事が必要です。

さて、悪質商法にはどの様なものがあるでしょうか。

① 最近の消費生活相談事例

・ネットショッピングを安全に利用するために

最近のネット画面では正規の画面かフィッシングサイト画面かの見分けがつかなくなっている。
万一誤って画面を開いてしまった場合はそれ以上、次の画面に進まず中断し閉じる事。

・最近多いのがショートメッセージによる架空請求です。「有料動画視聴サービスなどの料金の
支払い請求」は利用したり、心当たりの無い場合は無視する事。

〈注意〉 ネットで正規に買った物はクーリングオフはできません。

よ〜く画面に書かれている内容を確認する事。大事な事は小さい文字で書かれています。

自分の情報は既に漏れていると考えた方が良く、口座から勝手に預金を引き出される
予防策として、ネットショッピング専用の口座を作って、必要最小限のお金を入れて置く。
これで、被害は最小限に止める事ができます。

・送り付け商法

突然、注文した覚えの無い商品が届いた。電話による売り込みを断ったにもかかわらず商品が
送られてきて、その代金を請求する。

こんな身におぼえの無い物には、慌てて送り主に連絡したり、お金を払ったりせず、まずは落ち着いて
最寄りの警察に相談する事です。

悪徳商法については、次の様に色々あります。

マルチまがい商法、点検商法、見本工事商法、かたり商法、催眠商法、資格商法、
会員商法、現物まがい商法、・・・あげればきりがありません。

先ずは疑って。せちがらい世の中ですが、ご用心、ご用心。

家族、ご近所、友人に確認相談する事も忘れずに。

困りごとは、消費生活センター 局番ナシ 188

又は、矢板市消費生活センター 0287-43-3621 で相談してみましょう。